
第 1 章 はじめに

1 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザの発生を阻止することは不可能であり、発生時期を正確に予知することも困難である。また、発生した場合には、交通手段の発達した現代では、非常に短期間で世界的大流行となる可能性が高いことを踏まえると、発生前の段階から対策を推進する必要がある。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関¹、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

3 取組の経緯

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。20 世紀では、1918 年（大正 7 年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約 4 千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約 39 万人が死亡したとされている。また、1957 年（昭和 32 年）にはアジアインフルエンザ、1968 年（昭和 43 年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

¹ 医療の提供や、電気、ガスの供給などの公益事業を営む法人のうち、新型インフルエンザ等発生時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高病原性の鳥インフルエンザ（H5N1）が流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている。

このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異することにより、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

2009 年（平成 21 年）4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、国内でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人²、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、いずれも国の新型インフルエンザ対策行動計画の想定よりも低く、死亡率についても諸外国と比較して低い水準にとどまった。この経験を通じて、病原性の低い場合の対応や実際の現場での運用等について、多くの貴重な知見や教訓が得られた。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な大流行を受けて、本町では、2010 年（平成 22 年）8 月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、国や群馬県の新型インフルエンザ対策行動計画に準じて、「大泉町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

また、国では、病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012 年（平成 24 年）5 月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定するに至った。

2013 年（平成 25 年）3 月には、中国等において鳥インフルエンザ A（H7N9）の人への感染が発生するなど、病原性の高い新型インフルエンザ等発生の可能性に変わりはなく、そのような新型インフルエンザ等が発生した場合でも対応できるよう十分な準備をすすめる必要がある。

4 大泉町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、県では「群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が策定されたのを踏まえて、特措法第 8 条に基づき、「大泉町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を定める。

町行動計画においては、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する対策等を示す。また、医療機関、事業者、町民においても、新型インフルエンザ等発生時に適切に対応するため、本行動計画を踏まえ、事前の準

² 2010 年（平成 22 年）9 月末の時点でのもの。

備を進めることが望まれる。さらに、町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、対策の実施の経験や政府行動計画、県行動計画の改定等を受けて、適切に変更を行うものとする。